

腐敗と暴走を止め 個の尊厳の復活を



■とんでもない大嘘つき

今、安倍政権は本当に「腐敗と暴走」という言葉が当てはまる状況になっている。安倍さんがずっと嘘をついてきたことは明らかだ。加計学園問題でも森友学園問題でも。ここまで来ると、「安倍晋三は嘘つきだ」(会場拍手)と言っても、名誉棄損には当たらないと思う。これはもう、明らかな事実。もはや、「大嘘つきだ」でもいい。「とんでもない大嘘つき」でもいい。訴えてくれるならどうぞ、絶対勝つ自信がある。

この自信は愛媛県の文書がくれた。裁判なら本当の意味の動かぬ証拠、事実認定のための一級の証拠だ。(その文書には)2015年2月25日に安倍総理と加計理事長が面談した、と書いてあった。その際に加計理事長が新しい獣医学部の構想を説明、そこで安倍総理が「新しい獣医大学の考えいいね」とコメントした。(この文書に符合する)前後の記録もつながっている。両者の面談の計画があり、面談の結果柳瀬総理秘書官との面談も行われた。さらに、理事長が総理に渡した資料も存在し、最近それが文科省にあった。その資料を基に獣医学部の在り方について有識者にアンケートしたことで分かっていく。だから、「理事長と首相が会ったというのは嘘だった」と言うのは嘘だ。「事務局長がふと自分の思いで言った」なんてあり得ない。これはちょっと前までは「小学生でも分かる嘘」と言ってきたが、今や「幼稚園児でも分かる嘘」と言うべきだ。

あろうことか、安倍さんは国会答弁で私の名前

を出す。「あの前川さんも私から直接指示を受けたとは言っていない」と。私はしかし、総理補佐官に呼ばれて、「総理は自分の口から言えないから、私が代わって言うんだ。獣医学部新設を進めてくれ」と言われた。だから、私は明らかに総理のご意向なんだと理解していた。間接的に指示を受けたと思っている。自分が指示していないことの証拠として私の名前を出すのは、本当にやめてほしい。加計学園と京都産業大学の両方とも獣医学部をつくる計画を持っていた。内閣府の中で加計学園が生き残り、京都産業大学が排除されることになったが、その時の経緯について、この間の(国会の)集中審議の際に、私の名前を出された。「あの前川さんも京都産業大学の計画は熟度が十分でなかったという理由で加計学園しか残ってなかったとおっしゃっている」と言われた。しかし、私はそんな判断をした覚えは一度もない。そもそも、あの時点で京都産業大学がどういう計画を持っているか私は知らなかったのだから。(むしろ)本当の意味で比較すれば京都産業大学の方が優れた計画だと判断した可能性は十分ある。いずれにしても、そういう嘘はつかないでほしい。

■行政プロセスゆがめる

加計学園問題の経緯を話すと、非常にゆがめられた行政プロセスを経て、獣医学部新設が認められた。獣医学部は、そもそも新設を認めないというルールが敷かれていた。なぜかと言えば、獣医師は十分足りているから養成する必要はない、と。

獣医学部を6年間かけて卒業するためには、私立の場合1,500万円から2,000万円かかる。獣医学部ができれば、そこに毎年何億円という私学助成が国民の税金からつぎ込まれる。しかし、卒業しても獣医師の仕事がないということになり兼ねないのだから、全く無駄な投資になる。それよりは別の必要とされる分野の勉強をして貢献した方がいい。獣医学部はこれ以上要らないというのは、農水省がそういう判断をしているわけで、だから文科省としてはこれ以上獣医学部をつくらないという大本のルールがあった。

それに対して、加計学園に限り認めるという穴を開けたのは、規制緩和ではなく特権付与。その全体の行政のプロセスは三つの言葉でまとめられると思う。「不公正」「不公平」「不透明」だ。

まず、何が「不公正」か、きちんとした審査をしていない。国家戦略特区という枠組みは制度がいいとか悪いとかあるけど、いいと認めたうえで考えても、国際競争力を強化する、あるいは国際的な経済拠点形成するという目的のためなら例外的に認めるものなのだが、今治の加計学園の獣医学部がこれに合っているのかきちんと審査していない。では、どういう審査をすればよかったのか。獣医学部の新設に関しては、2015年6月に閣議決定した細かい条件がある。その条件はまず、これまでの獣医師養成にない新しい構想が具体化していること。そして、全く新しい分野での獣医師の人材需要が明らかで、さらに、既存の獣医学部ではそういう獣医師を養成できないこと、最後に、全体の獣医師の需給バランスを崩さないこと。こうした条件について、例えば既存の大学ではできないか既存の16大学に聞いたかという、聞いていない。閣議決定の条件を満たしているかどうか、審査していないのだ。

次に、「不公平」ということ。京都産業大学の計画は確かに後から具体的に出してきたが、詳細で具体的だった。京都大学のiPS細胞研究所と連携してその研究の成果を獣医学に应用するとすると、

国際競争力のある、国際拠点になったかもしれない。これはかなり優れたプランだったと私も思う。これに対して、内閣府は「後付け」の条件を提示することで、京都産業大学を排除してしまった。その条件の一つが「広域的に獣医学部が存在しない地域に限って新設を認める」ということ。京都産業大は同じ近畿地方の大阪府立大に獣医師養成コースがあった。しかし、加計学園獣医学部の計画は広島県と今治市で一つの国家戦略特区だから、同じように四国・中国で見ると、鳥取大学と山口大学にも獣医学部がある。

もう一つが、「平成30（2018）年度開設でなければならない」という条件を付けたこと。それを公にしたのが、平成29（2017）年1月だから。これでは、「どの大学でも手を挙げて」と言われても、手を挙げられるところは（加計学園を除いて）なかったはずだ。京都産業大学はあきらめた。しかし、この2017年1月20日に加計学園が特区認定された時点で、総理は加計学園の計画を初めて知ったと言う。条件の最後のとどめは、告示の中で「1校に限り認める」としたこと。これらの条件は、京都産業大学にとって全く不公平だ。

「不透明」というのは、初めから「加計ありき」で「加計隠し」だったこと。加計学園の計画を表に出さない、そして、そのためには総理も加計学園の計画を知ったのは最後の最後、2017年1月20日だと言わざるを得ない。私が在任中に分かっていたのは、「加計隠し」ということ、そして「総理の意向」だということだった。しかし、最近の愛媛県の文書で「加計ありき」は2015年2月以前からあったことが分かってきた。中でも2015年2月25日に加計理事長と安倍総理が15分間にわたって面談した。これは動かない証拠だと思う。それを「面談はなかった、会ってない」と総理は国会でも述べたし、加計理事長も今日記者会見されたそう。おそらく否定したんだろうが。そして、加計学園の事務局長は「あれは嘘でした」と嘘をつく。

■逮捕状執行まで止める

総理の嘘は本当に露わになってきた。そろそろ、「乳児でも分かる（嘘）」と言わねばならない。森友問題でも、財務省理財局や近畿財務局を中心に文書の改ざん、破棄が繰り返し行われている。あるものを隠す。今でも、あるものを隠していることがたくさんあると思う。こうやって、官僚組織が国民を裏切り続けている、暴走しまくっている状況がある。これは財務省だけの問題ではなく、財務省にそこまでさせてしまったのは誰か、これを突き止めなくてはいけない。官僚組織は自らそんな不正はしない。役人はもともと臆病な存在だから、法に触れるようなこと、正義に触れるようなことはできるだけするまいとする。遅れず、休まず、働かずというか、ほとんどの役人が望んでいるのは、大過なく定年を迎えることだ。政治の力が働いていなければ、絶対こんなことは起きない。財務省だけの問題ではなく、官邸を中心とした政治の問題だ。

加計学園問題は、内閣府を中心とした役人の不正行為。森友学園問題は財務省と国交省を舞台にした問題。もっと怖いと思うのは、伊藤詩織さんの事件だ。ある「ジャーナリスト」に性的暴行を加えられたという問題。伊藤さんは名前も顔も出して告発したわけだが、告発された人物は刑事訴追を受けていない。この「ジャーナリスト」は安倍夫妻と非常に近い存在で、「総理」という本を書いている。所轄の高輪署が逮捕令状を取ったにもかかわらず、令状の執行を警視庁の刑事部長が止めた。起訴もされていない。検察審査会も「不起訴相当」の結論を出した。私から見ても、これは非常に恐ろしい話で、政治の支配が警察にも検察にも及んでいるのではないかと思わざるを得ない。むき出しの国家権力を持ち、武器も持っている人たちが政治の力に支配されていたら、これは本当にもう危ない国になっていってしまうと私は思っている。

■産業革命遺産ゴリ押し

安倍政権の腐敗、縁故主義の表れの一つとして、長崎に関する話がある。これは、長崎の造船所や端島、これがユネスコの世界文化遺産に登録されたが、登録に至る経緯は極めて不透明だ。あるいは、ゆがんだものがあつた。世界遺産への推薦は、文化庁、文化審議会の中で専門家によって議論審議するのが確立されたルール。その中で公正中立な審査をして、最も熟度の高いものを順番に1年に1件ユネスコに推薦していく。その文化審議会が2015年度の推薦案件として考えていたのは、長崎のキリシタン遺跡と教会群だった。しかし、同じ年に別の案件を日本政府が推薦しようという動きがあつた。これが「明治日本の産業革命遺産」で、八幡製鉄所や三池炭鉱、松下村塾なども入っている。これは、文化庁の本来の審査手続きをすっ飛ばして、内閣官房に別の審査組織をつくって審査した。そこで審査したのは、この案件だけ。（その結果）内閣官房で決めたものと、文化庁の本来の手続きで決めたものがぶつかった。そして、菅さんが「政治決着」と言って推薦した。この「明治日本の産業革命遺産」を一生懸命進めていたのは加藤康子さんといって、安倍晋三さんの幼馴染だと言われている。加藤厚生労働大臣の義姉だ。加計さんより20年以上前からの付き合い。

ただ、これはかなり無理をして世界遺産登録をしたわけで、いろいろなひずみが出てきている。端島は毎日毎日崩れ続けている。保全措置を講じなければならないのだが、保全措置はいまだに確立されていない。さらに問題なのは、韓国政府との間で約束があるわけだ。「明治日本の産業革命遺産」は幕末から日露戦争まで日本がアジアの諸民族に先駆けて輝かしい近代化を成し遂げた、その跡を示すものだとの説明になっている。しかし、遺産の場所は太平洋戦争中に徴用工、朝鮮半島からの強制労働で連れて来られた方々が働いた所、また、亡くなった所だ。この問題について、遺産登録の際に日本政府は韓国政府に約束していた。

負の遺産の性格も持つということ、インフォメーションセンターを造って訪問者に分かるように説明する、と。しかし、それはまだできていない。こういう問題を含んでいる、十分練れていないものをゴリ押しして進めてきた。

■人事権で全省庁を指揮

こういう縁故主義はあちこちに見られる。「安倍一強」政権の腐敗の表れだ。「権力は腐敗する、絶対的権力は絶対的に腐敗する」という格言がある。それが実際に今、起こっている。なぜ、そうなるのか。安倍さんの官邸は行政府全体を支配している。これは事実だ。本来、各省大臣は独立した権限を持っており、その人たちが合議制の議論をつくっているのが内閣。総理大臣といえども、各大臣に直接指示命令はできない。ところが、今は各大臣が総理の部下と化し、独立性を失っている。これには複合的な要因があると思うが、一つは、与党自民党の中で総裁の力が強いこと。党公認という人事権があり、大臣の任命権も総理大臣にあるわけだ。安倍さんに嫌われたら大臣にはなれないし、そもそも、国会議員にさえなれない。

安倍さんに嫌われては国会議員にもなれなかった例を挙げると、2016年10月23日に福岡6区補選があった。蔵内・自民党福岡県連会長の息子さんと亡くなられた鳩山邦夫さんの息子さんが争ったが、麻生（財務大臣）対官邸の代理戦争みたいだった。県連会長は日本獣医師会会長を務め、獣医師会は当時、加計学園獣医学部の新設に猛反対していた。自民党は蔵内さんに公認を与えず、鳩山さんにも与えなかった。勝った方に与えるということで。選挙の結果蔵内さんが大敗したことで、多くの政治家は獣医師会の政治力はここまでと判断し、獣医師会の意向を無視しても構わないという踏ん切りのきっかけになった。福岡6区の有権者が今治の獣医学部を決めた、と言えるかもしれない。こうして、(安倍さんの)党内での支配力が非常に強まっている。

もう一つは役人に対する支配力、これは人事だ。各省の人事の決定権は各大臣にあるのだが、審議官以上の人事は官邸の人事検討会議と内閣人事局の承認がないと通らない。実質的な任命権は官邸のものになっている。だから、中央省庁の役人が官邸の顔色をうかがうようになっている。私の場合、顔をあまりうかがわなかったけど、「面従腹背」していることも知られていなかった。めでたく文科次官になった。

私は文科次官の前の審議官の時、2015年9月18日、安民法制の法案が参議院で通ってしまう夜だが、反対デモに行った。集団的自衛権の行使は憲法違反だと思っていたから。親しい友人とか部下には自分の判断を伝えていた。一市民、一国民として、自分の表現の自由を行使する機会がないとおかしい、国家公務員といえども表現する自由がある、と。仕事が終わった後、雨の中、夜陰に紛れて行った。「憲法守れ」「安倍は辞めろ」。シールズの「集団的自衛権は要らない」(会場拍手)というラップのリズムに乗せて、一緒に叫んだ。あのラップのリズムはいい。フランコ独裁と戦ったスペイン戦争の時の共和国側の「ノーパッサラン(奴らを通すな)」も、彼らは使っていた。「民主主義って何だ、これだ!!」。このデモ参加がばれていたら、事務次官には絶対なれなかった。

■あるべき独立性を奪う

各省の司司の独立性が失われてしまって、官邸が決めて、各省はそれを実施する機関になっている。官邸が外交も財政も文部科学も決めて動かしている。教育改革も、文科省にも中央教育審議会という立派な審議機関があるのだが、官邸の教育再生会議とか教育再生実行会議とかの下請けの審議機関になり下がってしまっている。実施方策を検討するだけの。

司司の独立性の後退は、内閣法制局にまで及んでいる。内閣法制局というのは、内閣の中でもともと半分独立姓を持っていた。その長官は代々

必ず生え抜きがなることになっていた。ところが、安倍さんは外から元外交官を長官に据えた。極めて異例なことだ。(それまで)法制局の見解はずっと安定性がある、めったなことでは変えたりはしない。ところが、2014年7月に「集団的自衛権は認められる」との見解にコロッと変えた。(安倍総理は)集団的自衛権を認めるために、法制局長官を変えたわけだ。本来独立性を持っている機関の独立性を失わせてしまう。これは、NHK会長の人事も、日銀総裁の人事もそうだ。そして、アベノミクスなど自分の思う通りの政策をしてくれる人を据える。そうやって行政府そのものを絶対的に支配していく。人事権を100%どころか150%活用しているわけだ。

立法府も与党が支配している。自民党の派閥は単なる選挙の互助組織や資金配分組織ではなく、ある程度政策集団の性格も持っていた。中には護憲派もいたが、もう声を出さなくなってしまった。もっと怖いのは司法だ。最高裁の裁判官は内閣が任命するから、同じ内閣が長く続けば続くほど、同じ内閣に任命された最高裁判事が増えていく。今の最高裁の判事の中には加計孝太郎さんの大学のお友達が入っている。こうやって、行政権、立法権、司法権にまで安倍一強の政治権力が及んでいる。これは非常に危険な状況だ。

■21世紀型のファシズム

もっと怖いのは、この安倍一強の権力が本来国家権力の外になければならないものにまで及んでいる。一つは教育、一つはメディア。メディアについて言えば、去年の5月、加計学園問題について発言を始めた頃、NHKや他のメディアから「この文書は文科省で見たことがあるか」と聞かれたから、答えた。そこから始めた。私はヒーローでもアイドルでもない。私が勇気ある告発をしたというのは嘘だから。あまり私を英雄だと思わないで。全然そういうことはないから。ただ、中でも怖いと思ったのは、官邸の権力とある新聞が結託して

私を攻撃すると。こうやって人格攻撃をして人物の発言を葬り去る。こういうことを実はほかでもやっているんじゃないの？ メディアと政治権力との結託、これは非常に怖い。もし憲法改正が発議されれば、この政権は広告会社、DTというところを通してメディアを支配する。メディアによって国民の考えを動かしてしまう。これは新しい形の21世紀型ファシズムと言っていいと思う。

■学習権には二つの性格

もう一つ心配なのは、教育への支配が及んできているということだ。今進行している事態というのは、個人ではなく国家を重視する教育、個人を国家に従属させる教育。こういう方向でどんどん進んでいる。もともと教育というのは、その大本には学習する人間、学ぶ人間がいる。教育より前に学習権がある。一人ひとりの個人が自ら学ぶ権利を持っている。この学習権を満たすために、教育を受ける権利が社会権として存在している。だから、教育はもともと個人の尊厳に端を発していて、一人ひとりの個人が自ら学びたいことを学ぶ。これが大本にあるはずだ。この学習権は複合的な人権で、まずは自由権。学ぶ内容を国から強制されないで、自分で学びたいことを学ぶ権利だ。今度は国に対して一定の行為を求める権利がある。学習する場をちゃんとつくれと。そこで、国がお金を使って学習の場をつくる。これは社会権としての学習権だ。

私が学習権のもう一つ大事な性質だと思うのが、参政権としての学習権。知る権利は非常に大事な権利で、国民が主権者たる国民として政府をきちんと監視するためには、知らなければ監視しようがないから、国民主権を実現するためには知る権利が保障されなければならない。憲法にはそれがはっきり書いてないから、もし憲法改正するのであれば「知る権利」をきちんと書き入れるべきだ。知ることと同時に、学ぶということが政治に国民が参画するうえで不可欠だと思う。政府が

何をやっているか、仮にそれが正確に分かったとしてもその意味が分からなければ、コントロールできない。例えば共謀罪法とか特定秘密法とか、あるいは安保法制だとか、国が行った立法はどういう意味を持つのか、あるいはどういう帰結になる危険性を持っているのか、これは学ばなければ分からない。だから、学ぶことは参政権つまり、国民が政府をコントロールするために不可欠なものだと思う。

■改憲目指し教基法改正

この我々が持っている憲法が好きじゃないと言う人たちが今たくさんいて、安倍晋三さんを筆頭として。憲法改正へ向かう動きが非常に強くなってきている。2006年に教育基本法の改正が行われたが、これはある意味、憲法改正への露払い、前段階という意味を持つ。

教育基本法と憲法とは不可分の関係があった。1947年につくられた教育基本法は前文ではっきりと日本国憲法との関係をうたっていた。「我らは先に日本国憲法を確定し、民主的で文化的な国家を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする決意を示した。この理想の実現は根本において教育の力に待つべきものである」と。日本国憲法が指し示す平和とか人権とかあらゆる理想というものは、教育の力で実現しなければいけない、そういう使命感がみなぎっている文章だ。そこで、憲法改正をするためには、まず教育基本法の改正から始めないといけないと考えた人たちがいた。

この憲法改正、教育基本法改正というのは、戦後明らかにそれを目指した政治家がいるわけで、岸信介、中曽根康弘、森喜朗、安倍晋三、こういう人たちだ。岸さんの時に、道徳教育が復活した。戦前の教育勅語に基づく修身科は戦後廃止された。もちろん、教育勅語は1948年に衆議院で排除宣言、参議院で無効失効確認がなされている。この修身科を復活させたいという人たちが実は生き残って

いた。生き残ったどころか、権力を持っていた。岸内閣の1958（昭和33）年から、週1回「道徳の時間」というのが始まった。ただ、その時はまだ教科ではなかった。評価をしない、教科書を使わないということだった。

中曽根さんは憲法改正の前段階として教育基本法の改正が必要だ、日本国憲法は日本民族の血の通っていない憲法だ、憲法は日本民族の教典でなければならない、と。私は憲法はもともと普遍的なもので、民族の血なんか通ってなくていいと思っているが。そのためには民族意識を高めるための教育改革をしなければならない、と。そのための審議機関として、臨時教育審議会を設けた。1980年代だ。しかし、臨教審は国家を重視する方向へ行かずに、個人を重視する方向の答申を出してしまった。中曽根さんにしてみると、全くあてが外れたわけだ。その気持ちを受け継いだのが森さんで、文部大臣を務め、総理大臣になった時に、教育改革国民会議に報告を出してもらった。この報告は全体主義的、国家主義的な方向性が非常に色濃く出ている。その中に教育基本法改正、道徳の教科化、さらには奉仕活動の義務化の提言があった。ただ、森さんは自身では改正できなかった。小泉純一郎さんは教育改革にはあまり関心がなかった。施政方針演説で長岡藩の「米百俵」の話をしたから教育予算が増えるんだろうと思っていたら、あれは要するに、食わずに我慢しろ、というだけの話だった。教育改革にあまり熱心ではなかったお蔭で、教育基本法改正にも熱心ではなかった。ただその間にも、中曽根さんや森さんたちは尻をたたいていた。早く教育基本法改正に着手しろ、教育改革国民会議から提言が出ているのだから早くやれやれと。それで、その間に中央教育審議会でも教育基本法改正の検討をし、さらに、与党間での協議も行われ、ついに教育基本法の改正が行われた。これは第1次安倍政権の下で。

■政治による教育の支配

どういう改正だったのか。先ほどの日本国憲法との明確な関係性が断ち切られているし、ひとことと言うと、政治による教育の支配を強化する、もう一つは、教育の内容について全体主義的、国家主義的な方向性が強く打ち出された、ということだ。つまり、本来の憲法や教育基本法が持っていた個人の尊厳を大事にすることと、人類普遍の原理を大事にすること、この二つのルールが非常にないがしろにされている。個人の尊厳が否定されて全体主義的な方向へ、人類普遍という考え方ではなくて民族や国家というものが強調される。それは「教育の目標」という条文が新たに付け加えられて、その中に全体主義的、国家主義的な内容が含まれている。道徳心を培うとか、公共の精神に基づいて社会に貢献する態度を養うとか、文化や伝統を育んだ郷土や国家を愛する態度を養うとか。それから、学習規律ということを強調している。学校では子どもたちは学習規律を重んじろ。これはブラック校則につながるような話。茶髪を黒に染めろとか。子どもたちを全体の中に型にはめてしまうような考え方だ。

もう一つは政治によって教育の内容を決めていくという方向性だ。1957年のオリジナルの教育基本法の中の第10条に、「教育は不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任を負って行われるべきもの」と書いてある。どういう意味かというと、そこに政治権力が介在しない、政治権力が教育を決めるんじゃない、教育に携わる者が直接責任を負っているんだ、と。その第2項で、教育行政はその自覚のもとに教育の条件整備に努めろと、書いてある。教育行政が教育に入り込んでいってはいけない、と。これは非常に大事な条文だが、大きく書き換えられている。2006年の教育基本法第16条では「国民全体に対し直接に責任を負って」という言葉が全部削除された。その代わりに、「法律の定める行為により行われるべき」という言葉が入った。そうすると、法律の根拠があ

ればいくらでも政治的に介入できる。非常に危険なことだ。この政治による教育への介入は、(講演会のタイトルにある)「授業への不当介入」が一つの表れだ。教育に政治が介入していいんだというおごりが、政治家の中に共有されている。

■自民党文科部会の介入

私が社会人講師として中学校へうかがった授業があって、これは今年の2月に名古屋の八王子中学校という所でやった。公開授業で、全校生徒を体育館に集めていただいて、その後ろに保護者とか地域の人とか地域でない人とか、生徒が300人ぐらいで大人が200人ぐらいいた。その中には自民党の県議会議員さんもいた。その時にやった授業は、普通の、「私は幼い頃東京に転校した時に不登校になったんですよ」とか、「元々は引っ込み思案で内気で可愛い少年だったんです」とかね。「でも、引っ込み思案で内気な少年がこうやって皆さんの前でしゃべるようになってるので、人間は自分の性格を自分で変えられるんだ」と。あとは夜間中学の話をして、「夜間中学というのは、教室の中に大きなやかんがあるんです」(会場爆笑)と。こう言ったら、皆さん笑ってくださるが中学生は笑わなかったので、これはまずいなと、今時やかんなんか置いている家はない、だから大人の言うことを鵜呑みにするな、信じちゃいけない、と。自分で考えることが大切だと言いたかったのだ。そういうことを言って、別に加計学園問題をやっているのではない。

ところが、とにかく前川という人間を呼んだのがけしからんと言って。授業の様子は翌日の中日新聞に載って、それは、前川前文科次官を社会人講師に招きキャリア教育をした、という好意的な対応だった。それを愛知県選出の衆議院議員である池田佳隆という人が、前川を呼んだのはけしからん、何か裏があるんだろう。尻尾をつかんでやろうと思ったんだろう。池田さんは自民党の文部科学部会の部会長代理、この人が赤池誠章さんと

いう人（参議院議員）に相談した。赤池さんは部会長、つまり二人は自民党の文科部会のトップだ。この赤池さんから文科省の官房長に「どうなっているんだ。調べろ」と話があったらしくて、そこから質問状になった。それにしても、15項目にわたる極めて詳細な質問状が送られてきた。そのうち14項目は学校で答えろという話。

こういう個々の学校、個々の授業に対して文科省が直接質問状を送りつけるなんて、やってはいけないことだ。そもそも自由権としての学習権があって、学習の場は国家権力から守られていなければならない。政治の介入を許してはいけない。ごく一部の政治家の言うままに文科省が動いてしまって、えげつない質問状を送り付けたわけで、私は一見してこれは文科省が自らやったことではないと思った。役人がそんなみっともないことを自主判断ではしない。わざわざしたということは、財務省と同じ構図があって、政治の力が働いているから、本来であればするはずのないことをしてしまっている。ただ、その時思ったのは、官邸ではないだろうなと。だって、逆効果だ。文科大臣も副大臣もかなり真っ当な人で、そんな指示をするとは思えない。そうすると文科部会かなと思っていたら、その通りだった。「イケイケ（池池）コンピ」が不当に介入したわけだ。ただその時に、文科省の職員が「それはいけません」と断らなければいけなかった。意気地がなかったな、テクニックが乏しかったなと思う。何とかのらりくらりと言い抜けるのが役人のテクニック。「分かりました。検討します」と言って、3カ月間検討するとか。

■確定した東京高裁判決

こういう不当な政治の支配については、裁判所の確定した判決がある。2011年に東京高裁が出した七生養護学校事件判決。東京都立七生養護学校、これは知的障害のある子どもたちのための学校、ここで非常に優れた性教育の実践をしていたが、この性教育がけしからん、過激だ、不道德だと言

って、都議会議員が騒いで学校に乗り込んできた。性教育をしていた教職員を罵倒して教材を奪っていったという事件。その時に都教委の指導主事が一緒に行って、止めるどころかいわば加担していた。これに対して教職員と保護者が提起した訴訟。「心と体の学習裁判」と原告側は呼んでいる。これは、教職員、保護者側が勝っている。東京高裁で勝訴し、これに対して最高裁が上告を棄却したので、高裁判決が確定判決になっている。この判決は、都議会議員の行為は教育基本法の言うところの「不当な支配」に当たる、とした。この「教育は不当な支配に服することなく」との言葉は、改正された教育基本法にも残っているものだ。都教委の指導主事に対しては、不当な支配から教育現場を守る「保護義務」を怠ったとして、損害賠償を命じた。

それを名古屋の中学校の話に置き換えると、文科省の局長や課長といった職員が不当な圧力に屈して質問状を出してしまった、これは保護義務違反と言ってもおかしくないと思う。ただ、心強かったのは名古屋市教委や八王子中学校の校長さんの対応が非常にうまかった。文科省の質問状に真っ向から反対するまではないが、必要最小限には答えている。切り抜けた。立派だった。校長さんの記者会見での言葉が非常によかった。「主体性のある子どもたちを育てるためには、教師も主体性を持たなければならない」。全くその通りだ。

■戦前回帰の道徳教科化

安倍内閣の教育政策は、憲法改正もそうだが、戦前回帰的な側面を非常に強く持っている。その中でも、道徳教育だ。戦後なくなった修身課程を復活したいという動きは戦後ずっと残っていて、それを最初に政策として打ち出したのは岸内閣の松永東文部大臣の時に、1958年から「特設道徳」といって週1回の道徳の時間が始まった。しかし、まだ教科ではないので、教科書は使わないし、子どもたちに対する評価もなかった。

しかし、今年4月から、道徳が特別の教科という位置づけになり、検定教科書を使わなければいけないという教科書使用義務が課された。これを道徳の教科化と言っている。私も文科省にいたから、この動きに加担していたのは事実だ。心ならずもやっていた。本当に申し訳ないという気持ちだ。それだけに、問題は指摘できる。この道徳の教科書をご覧いただくと分かるが、自分を殺せ、全体のために自己犠牲や自己抑制が非常に大事だと、こればかり強調されている。それから、決まりを守れ、自分たちでルールをつくっていくのではなくて、決まりは最初からあるんだ、それを進んで守ることが大事だ、と。個人としての独立性ではなく、家族とか国家とかに対する帰属意識を持って、日本人としての自覚を持って、そういうことが何度も出て強調されている。私から見ると、個人の尊厳と、人類・地球といったもっと広い視野がない。個人の尊厳と人類普遍の原理という、日本国憲法の大事な観点が抜けている。そういう意味で「個と地球の欠如」と言っているが、個人を否定するところで、全体主義に向かう。地球全体、世界全体、人類全体という視野がないので、国家主義に陥っていく。国家が最終的な単位というか、国家への忠誠を求めるわけだ。

■「友達に国境はな～い」

先ほどの赤池さんは前に文科大臣政務官だった。そのころ、文科省がタイアップした映画で「ちびまるこちゃんのイタリアから来た友達」というのがあって国際理解教育のキャンペーンのために使ったことがある。この映画のキャッチコピーの中に、「友達に国境はな～い」いうのがあった。これを読んで赤池さんが「国際社会は国益と国益のぶつかり合いなんだ。その中で友達に国境はないとは何だ。国境は厳然としてあるんだ」とかみついた。「子どもたちに間違った観点を植え付けるとは何事だ」と。赤池さんの常識からすると、友達に国境がないといけない、という考え。しかし、ユ

ネスコの言っているような理想とは全く逆の方向だ。ユネスコ憲章の冒頭に、「戦争は人の心の中で生まれるものであるから、人の心の中に平和のとりでを築かなければならない」と書いてある。教育や科学や文化という、人間の精神的な活動の分野で国境を越えたつながりがつくられることによって、本当の平和は維持される。政府同士の取り決めや軍事の均衡では、平和は維持されない。本当の平和の基礎になるのは、国境を越えた人の心と心のつながりだということだから。まさに「友達に国境はな～い」こそが本当の平和のとりでになっていくだろう。それがけしからん、という言い方をしてくる人。そういう人たちが考えている道徳、これはもう戦前回帰だ。

この人たちは教育勅語の復活もくろんでいる。稲田朋美さんという前の防衛大臣が教育勅語について聞かれて、「道義国家の考えは今でも大事なんだ」とおっしゃるが、本当に日本国憲法と相容れないものだし、これは国体という考え方が示されているわけで、国体というのは、普通に現代用語では国民体育大会、私は昔の国体思想を表す時には昔の字で書くことにしている。国構えに「或」という字を書いて「國」。体は骨の右側に「豊」を書いて「體」。「國體」は何かと言うと、万世一系の天皇が治める国で、忠と孝を通じて国を治めてきた。忠は天皇に対する忠誠心、孝は家の中での家長に対する忠誠心。こういうものが一緒になって、この国は続いている、と。これはもう国が一つの大きな家族なんだ、一大家族国家であるという考え方。だから、「臣民は天皇の赤子」と言われていた。万世一系の天皇がこの国を治めるというのはどこに端を発しているかと言うと、アマテラスオオミカミ（天照大神）だ、と。アマテラスオオミカミがニニギノミコト（邇邇芸命）というお孫さんを日本列島に遣わして、天壤無窮の神勅という神の命令を下しているわけだ。「あなたとあなたの子孫が永久にこの島々を治めなさい」と。そういう神話に基づく国であり、先祖を同じくする

一つの大きな家族に当たるんだ、と。つまり、国家は一つの大きな家だ、国家の中でお父さんに当たるのが天皇、臣民は全てその子どもなんだ、と。小さい家は小さい国であって、家族は戸主、家長に従わなければならない、これが戦前の家制度だ。この戦前の家制度と戦前の天皇制の国家制度はいわば相似形だ。大きな国と小さな国、大きな家族と小さな家族があって、それを貫く道徳が忠と考、こういう考え方だ。教育勅語に出てくるこういう考え方を復活させようというんだから、とんでもない。個人の尊厳を大切にす日本国憲法とまったく相容れない。

■ 考え議論するのが大事

道徳の教科書は非常に問題。しかし、できちゃっているものは使わなくっちゃ駄目という縛りが学校の先生にはあるんだけど、この教科書を使っても、私はちゃんと考える子どもたちは育てられると思う。その一つの例を申し上げたい。今使われている小学校の教科書の中に「星野君の二塁打」という話がある。どういう話かと言うと、少年野球の選手、星野君。これが今、チャンスでバッターボックスに立っている。あと1点入れればこの大事な試合に勝てる。ランナーは一塁にいる。そこで監督の指示が送りバント。自己犠牲を象徴しているわけだけども。ところが、星野君は今日はヒットを打てる自信があった。しかも、大好きなコースに絶好球が来た。そこで、自らバットを思い切り振ってしまった。それが二塁打になって1点入って、その試合は勝つ。

ところが、監督がその後選手たちを集めて言うには、「今日は試合に勝ったけど、納得の行かないことがある。決まりを守らなかった選手がいる。星野君だ。試合に勝つことよりも、決まりを守ることの方が大事なんだ。決まりを守らなかった選手は、次の試合は出場禁止だ」。これは、決まりを守りましょうという話。

これをそのまま授業で「決まりを守りましょう」

とやっていたら、日本中が日大アメフト部になってしまう（会場笑い）。そうならないようにするためには、「中断読み」という読み方がある。途中で読んでそこで止める。この話であれば、監督は送りバントを指示したけど、本人は打てると思っている、そこに突然絶好球が来た、というところで止める、ストップモーション。そこで生徒諸君に聞く。「皆さんどうですか？」と。必ず意見は分かれる。その中で正解はない。正解があってはおかしいどっちがいいかなと考えて議論をすることが大事だ。文科省も「考えての道徳」を勧めている。この話はその後、使い方がある。皆さんが監督だったらどうするか、星野君を褒めるか、叱るか。褒めるという手もあるし、叱るという手もある。「あそこはバントでなく、ヒットエンドランだったな」と自ら反省する手もある。そんなように、途中で止めて子どもたちに考えさせることもできる。最後まで読んでしまうと、監督が星野君を叱って、次の試合を出場禁止にする罰を与えているわけだけど、その時に、では皆さんがこのチームのキャプテンだったら、どうするか。「星野君、分かったな。監督の言う通り、これからはちゃんとサインに従うんだよ」と言うか。それとも、監督に対して「星野君を何で叱るんですか」と言うか。それとも、チームメートに対して「こんな監督の下では駄目だ」と言うか。

地方公共団体の場合はリコール制度があるけど、国の場合はない。私は、憲法改正するんだったら、首相のリコール制度を入れた方がいいと思っている（会場拍手）。

